

特別寄稿

フランス判例法における 「特許ライセンシーの特許利用義務」 について

実際の国際仲裁事件を題材として

小島国際法律事務所

菊池 納

国務院

フランス法における特許法では、明文がなくとも特許利用義務は認められ、ミニマムロイヤルティの規定はもとより、ライセンスが独占的かどうかも問われない

1. 初めに

特許ライセンス契約の締結交渉において、最も当事者の利害が鋭く対立する事項の一つが、ミニマムロイヤルティ条項を入れるか否かである。ライセンシーは、ミニマムロイヤルティ条項がなければ、パフォーマンスが低く少額のロイヤルティしか払わなくとも、原則として、契約違反による責任を追及されることはない。

しかし、フランスの判例法上、特許ライセンシーには、いわゆる特許利用義務が課せられ、ミニマムロイヤルティの有無に関わらず、ライセンシーが期待されたパフォーマンスを挙げられない場合に、契約解除や損害賠償責任が発生することがある。筆者が近年取扱った国際仲裁事件を題材に、この義務について解説する（注1）。

2. 特許利用義務

フランス判例法上、特許ライセンシーには、特許利用義務が課せられてきた。これは、「ライセンシーは、ライセンス発明を、その

手段と能力の最大限において、十分に利用する義務を負う」（パリ高等裁判所（第一審裁判所）1984年7月5日判決（注2））という内容の義務であり、これを怠つて特許の利用を十分に行わなかつたライセンシーに対し、ライセンサーは契約解除や損害賠償請求を行なうことができる。繰り返しならうが、ミニマムロイヤルティが規定されていることは必要がない。

この特許利用義務は、契約に明文の規定がなくとも、特許ライセンスの目的自体から導かれる、とされる。例えば、パリ控訴院1981年7月2日判決（注3）は、「ライセンス契約は、性質上、特許発明を利用することを目的とする」ことを理由に、特許利用義務を認め、「そのような義務が契約上明文で規定されていなくとも」義務の適用を肯定している。

さらに、後述のように、ドイツや米国等で、ライセンスが独占的（Exclusive）な場合に利用義務を認める判例や学説が存在するが、フランス判例法の下では、独占的

であるかを問わない。上記パリ控訴院1981年7月2日判決、その他多数の判例があり、これに反する判例は見当たらない。

3. 理論的根拠

既に見たように、判例では、特許利用義務は、特許ライセンス契約の目的から簡潔に導き出されており、理論的事実を検討し、当事者の意思解釈として義務を肯定した最高裁判例はあるものの（注4）、大多数の判例は端的に契約目的を根拠として義務の存在を結論付けている。

4. 例外的に排除される場合

当事者が明文で適用を否定した場合のみ、利用義務は排除される。契約締結交渉過程等の具体的な事実に基づき当事者の意思解釈を行つて、適用を否定した判例は見当たらない（後述のように、仲裁事件ではこのような解釈を試みたが、功を奏していない）。

5. 他国の例

後記仲裁事件の準備にあたり、米国、英国、ドイツ、スイス及び日本法を調査したが、非独占的（non-exclusive）なライセンス契約について、明文の規定がない場合に、ライセンス契約の目的から、

あるいは当事者の意思解釈として默示の特許利用義務を認める、という立法、判例はないようである。

ただし、米国、ドイツでは、ライセンスが独占的な場合に、当事者の意思解釈として、具体的な状況を考慮して特許利用義務を認めた判例がある。

日本でも、学説上、独占性のある場合には、利用義務を認めるのが通説と見られているようである（雨宮正彦・特許実施契約概論（1980）・日刊工業新聞社・122頁）。

6. 違反及びその効果

（1）いかなる場合に違反となるか

明らかなのは、ライセンサーが、特許の利用を全く行わない場合である。これは、当初から行わない場合と、途中まで利用を行つてから中止する場合とに分けられよう。後述のように、このいずれかによつて、損害賠償額の具体的な算定式に大きな相違が生ずる。

ライセンシーが、特許の利用を行つてはいるが、それがライセンサーから見て、不十分である場合はどうか。この点明確に述べた判例はないが、観念的には、「その手段と能力の最大限において、十分に利用する義務」を果たしたなら支払われるであろうロイヤルティ額を、諸要素を勘案して、決めるほかはない。具体的には、以下の事項等が考慮されることになる。

②算定方法

契約上、年額その他の固定額口

（2）効果
契約違反の効果としては、特定典型的な損害は、得べかりしロイヤルティである（注6）。いくつかの考慮点を挙げる。

（3）損害賠償

A. 契約期間途中まで利用が行われ、その後中止されたケース

①対象期間
得べかりしロイヤルティ額は、ライセンス契約の有効期間中に発生すべき分に限定されることが通常である。契約が期間中に解約された場合は、それが利用義務違反を理由としたものであつても、解約による終了時までに限定されることになる（注7）。ライセンサーから、期間中にたとえば契約の無理由解約条項を根拠に解約がなされた場合も、解約による終了時までの金額となる。しかし、ライセンシーによる解約が信義に反するものと認められるなら、解約を無効として、本来の期間満了時までのロイヤルティ相当額が認容されることはありうる。

B. 利用が当初からまったく行われず、ロイヤルティが支払われることがなかつたケース

ライセンシーが、「その手段と能力の最大限において、十分に利用する義務」を果たしたなら支払われるであろうロイヤルティ額を、諸要素を勘案して、決めるほかはない。具体的には、以下の事項等が考慮されることになる。

ロイヤルティが規定されていれば、それによることは問題がない。製品の売上等に応じたランニングロイヤルティが規定されている場合は、以下の通りである。

A. 契約期間途中まで利用が行われ、その後中止されたケース

途中まで支払われていたロイヤルティ額を基準として算定した額（たとえば平均月額）を、残期間の長さに応じて支払わせることができ。なお、利用中止までの利用が不十分なものであつた場合、以下のBに従い、（利用中止の前後を通して）さらに上乗せ分を請求することは可能であろう。

の製造販売能力に照らして、期待される売上額

ー 製品や当事者の市場での競合状況、およびこれに関連して市場でのライセンス製品の価値なし位置付け

ー ライセンス契約終了ないし解約後のライセンサー自身や当該特許の他のライセンサーの売上額

ー ライセンシーが契約の対象製品に対して競合品を販売する場合には、その競合品の販売による売上額

算定にあたっては、鑑定人に依拠するところが大である。なお、ライセンスが非独占的な場合、ライセンサーが自ら、または他者をして当該特許の利用をさせ得たことに鑑み、賠償額は低減される可能性が高い。

7. 仲裁事件

最後に、この問題が争点となつた仲裁事件について、概要を説明する。なお、仲裁は裁判と異なり、非公開であるので、その趣旨に反しない限度で事実関係を紹介するに留める。

(1) 事案の概要

日本企業のY社は、日本市場において製造販売する製品につい

て、競合者であるフランスのX社の有する日本特許を侵害するかも

しないとの懸念が生じたため、X社と交渉の上、当該特許のライセンスを受ける契約を締結した。

ライセンス契約は、非独占的で日本を対象地域とし、前払いの一時金と共に、製品売上に応じたランニングロイヤルティを課していた。ライセンス契約の期間は、特許の有効期間中と定められていた。期間中であっても、Y社が60日通知でいつでも無理由解約できる旨の定めがあつた。

ライセンス契約の準拠法はフランス法とされ、紛争が生じた場合は、日本（東京）において International Chamber of Commerceの仲裁により解決するものとされていた。

Y社は、ライセンス契約の下、ライセンス対象製品の製造販売を行ひ、ロイヤルティをX社に支払っていたが、その間、特許侵害の問題を回避しうる新製品を開発し、契約発効から11ヵ月後に契約対象製品の製造販売を中止した。

さらにその9ヵ月後（契約発効から20ヵ月後）、Y社は上記解約条項に基づいて解約通知を行い、その後に解約の効力が発生した。すなわち、製造販売中止から契約が終了まで、やはり11ヵ月を経過し

たことになる。

これに対し、X社は、①製造販売中止から解約による契約終了までの期間（11ヵ月）のロイヤルティ相当額、②その後3年間のロイヤルティ相当額（さらに3年間、Y社による利用が合理的に期待されたとする）、③10年分の機会損失（Y社が突然製造販売を終了し新製品を発売したことによる本件特許のイメージ低下により、10年間、他のライセンシーにライセンスする機会を失つたとする）につき賠償請求を行つた。

(2) ライセンシーの議論

Y社は、特許利用義務そのものについて、契約当事者の意思解釈上、本件では認められないとして、争つた。主な理由として挙げたのは、以下のものである。

まず、特許利用義務に契約上明文の規定がない、ミニマムロイヤルティの規定がない、独占性の規定がない、という諸点である。これらは、フランス判例法の従来の立場からは認められない理由であつたが、仲裁ではより柔軟な判断もありうることを期待して主張したものである。

(3) 仲裁廷の判断

仲裁廷は、上記議論のいずれをも退け、特許利用義務の存在を肯定した。明文の規定や、ミニマムロイヤルティ条項、独占性については、すべてフランス判例法の立場を踏襲した。また、和解契約であるとの点については、もともとはライセンシーに製造販売を止めさせる意思であつたとしても、契約締結により、ライセンスから利益を上げることに方針を変更したものであるとした。国際契約であるとの点については、特定国の法が準拠法とされた以上（動産売買におけるウイーン条約のよう

契約であつたことも、特に意思解釈の基礎となる本件特有の事実として、主張した。

すなわち、①和解契約である以上、ライセンサーであるX社としては、本来ライセンシーであるY社に対象製品の製造販売をやめさせることが第一義であり、積極的にライセンシーの特許利用を通じて利益を上げようとしていたわけない」と見るべき」と、②国際契約が問題となる国際仲裁では、当事者の予測可能性が重視されるべきであり、他国に類のないフランス法の法理を一方的に適用して、予期せぬ義務を負わせるべきでない」と、等を主張した。

仲裁廷は、上記議論のいずれをも退け、特許利用義務の存在を肯定した。明文の規定や、ミニマムロイヤルティ条項、独占性については、すべてフランス判例法の立場を踏襲した。また、和解契約であるとの点については、もともとはライセンシーに製造販売を止めさせる意思であつたとしても、契約締結により、ライセンスから利益を上げることに方針を変更したものであるとした。国際契約であるとの点については、特定国の法が準拠法とされた以上（動産売買におけるウイーン条約のよう



国際的な法規範がないのであれば、準拠法がその通りに適用されるべきだとした。全体に理由付けは簡潔で、フランス判例法の立場を貫徹して、例外を容易に認めない姿勢が見て取れる。

他方、損害については、(1) 製造販売中止から解約による契約終了までの11ヵ月間のロイヤルティ相当額のみが認容された。(2)その後3年間のロイヤルティ相当額、(3)10年分の機会損失は、証拠に基づかない推論に過ぎない等として棄却された。

本件では、他の請求原因による請求も合わせた請求額中、3ペーセント程度にあたる(1)のみが認められるにとどまつた。

8. 終わりに

フランス法における特許ライセンシーからの解約が、権利の濫用であるとの反論がX社から出されたが、退けられている。

明文がなくとも特許利用義務は認められ、マニマムロイヤルティの規定はもとより、ライセンスが独占的かどうかも問われない。JCIに重ねて注意を促したい。契約交渉で、ライセンサーが、マニマム

ムロイヤルティの要求を撤回した場合でも、特許利用義務は残存しているという意識を持つて交渉を進め、かつ、契約締結後のビジネスを行うべきである。

特許利用義務を排除するのに確実な万法は、これを否定する明文を挿入する他はない。しかし、交渉力の関係で、これが困難な場合も珍しくはないであろう。その場合でも、契約期間を長期としつつ、ライセンシナーによる無理由解約条項を入れさせる、それが無理なら、(ライセンシナーとしての地位は不安定になるが) 契約期間を短くする等の対策を考えるべきである。

5 特定履行については、特許の利用行為それ 자체を強制する」とまではできないと解かれている。利用の結果発生したはずのロイヤルティの支払いは強制できる可能性はあるが、損害賠償と重複するので、言及は控える。

6 その他の損害としては、特許のイメージ低下によるビジネス機会の喪失等の主張がありうる。下記仲裁についての項(7. (1)) 参照。

7 マニマムロイヤルティが規定されている場合は別論である。契約で最初の2年間マニマムロイヤルティを支払わなければならないと定められた場合に、解約にかかるらず2年分の支払いを命じた判例がある(パリ控訴院1950年10月31日判決(CA Paris, 31 octobre 1955))。

注

1 本稿のマニマス法の情報については、マニマスBersay & Associates法律事務所のCédric de Pouzilhac、Yves Artaillou

両弁護士、及び筆者の事務所で修習した
パリ弁護士会司法修習生(当時)
Henrik Emeriau氏にお世話をなった。

ソジョン謝意を表すると共に、内容の正確性は、筆者の責任であることを申し添え
る。

2 TGI Paris, 3ème ch., 5 juillet 1984,
Inédit.

○ CA Paris, Guillot-Munoz c/ Sté
Sellerie Vendéenne, 2 juillet 1981,
Dossiers Brevets, 1982, VNo. 5.

4 最高裁判所の1980年1月1日判決
(Cass., Com., 5 janvier 1983, pourvoi

菊池 敏 (きくち・たけし)
小島国際法律事務所(東京)バー
トナー。弁護士。東京大学法学部、
英国ブリストル大学法学修士課程
卒(LLM)卒業。主な取扱分野
は国際・国内契約、知的財産権、
企業間競合。

